

「バイオジェット燃料生産技術開発事業／微細藻類基盤技術開発」に係る公募要領

【ご注意】

- 本事業への応募は、NEDOへの提出に加え、府省共通研究管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者代表者の登録、応募基本情報の入力が必要です。
- e-Radで登録手続きを行わないと応募できません。登録手続きに2週間以上要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。（提案書・申請書ご提出日には登録手続きを完了して下さい。）
※本公募要領での研究者、研究機関は実施者、実施事業者を示すものとします。

2020年5月12日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

「バイオジェット燃料生産技術開発事業／微細藻類基盤技術開発」に係る公募について
(2020年5月12日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から2024年度まで「バイオジェット燃料生産技術開発事業／微細藻類基盤技術開発」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、一部、2021年度以降の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や事業規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「バイオジェット燃料生産技術開発事業／微細藻類基盤技術開発」

2. 事業概要

(1) 背景

今後も大幅に拡大する航空需要予測を背景に、二酸化炭素排出削減による地球温暖化抑制対策が国際民間航空機関（ICAO）をはじめとした航空業界における喫緊の課題となっている中、それらの対応策の一つとして、バイオジェット燃料の導入による解決が、必要不可欠な手段の一つとして位置づけられており、既に海外では都市ごみ、木質、廃食用油などを原料にしたバイオジェット燃料生産の実用化、航空会社への販売契約を含む商業化が進んでいる。

国内では、パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減義務を果たすべくカーボンリサイクルなど脱炭素化社会形成に向けた取り組みに努めているところであり、航空分野においても、2020年にバイオジェット燃料を導入したフライトの実現を目途に、経済産業省及び国土交通省主導で、エアライン、空港運営会社、石油元売り会社、バイオ燃料製造技術開発企業等より構成される検討委員会が2015年7月に設置され、2016年8月にアクションプランが策定される等、周辺環境整備等を含めた検討が進められている。NEDOはこれらの動静に鑑み、2030年頃の事業化を念頭に置いたバイオジェット燃料の一貫製造技術の確立を目指している。

2019年6月には、二酸化炭素を炭素資源と捉える「カーボンリサイクル」の実現に対応すべくカーボンリサイクル技術ロードマップが策定され、微細藻類はカーボンリサイクル技術のひとつとして位置づけられている。バイオジェット燃料を含む、微細藻類による製品の安定供給には、安定大量培養技術の確立が不可欠であり、併せて二酸化炭素の有効利用を図りつつ、事業化への様々な培養に関する課題に対し、共通要因や評価手法を整理したうえで検証を図ることが今後重要である。

(2) 目的

バイオジェット燃料の商用化に向け、バイオジェット燃料の原料であり、カーボンリサイクル技術の一つである微細藻類の培養技術を確立する。

(3) 事業内容

本事業では、微細藻類に係る安定大量培養技術確立を図る実証、および様々な条件下での藻類種ごとの実証データ取得が可能なテストベッドを含む研究拠点を整備し、事業化にあたっての課題の解決や培養工程でのCO2利用効率を向上させるための手法の検討等を行う基盤技術開発に取り組むため、以下の2つの事業を実施する。

①微細藻類基盤技術実証

主たる生産物として純バイオジェット燃料（ASTM D7566規格準拠）の生産および二酸化炭素吸収を主眼に微細藻種の選定、育種や多様な培養方法について実用化を行う際の1ユニット単位となる規模での比較検証を含む実証を行い、安定大量培養技術を確立する。

主たる生産物として純バイオジェット燃料の生産および二酸化炭素吸収を主眼とすることからカーボンリサイクル技術である微細藻類バイオ燃料の製造コストターゲットである100～200円/Lの達成や、多様な純バイオジェット燃料生産技術のうち、先行するHEFA技術を採用した場合の製造コストに対して競争力を持つことを目途に、事業者の実績や一般的な微細藻類の技術水準等根拠を明確にした上で安定大量培養技術に求める目標および数値的目標値を設定し、その目標達成について実証を通じて検証する。

また、本事業の趣旨や、同主眼においては、温室効果ガス排出削減、エネルギーベースで従来ジェット燃料と比べバイオジェット燃料製造に係る化石エネルギー投入量の低減等については当然達成されるものとし、それらについては同実証の結果を反映し試算できるものとする。

②微細藻類研究拠点における基盤技術開発

2019年9月に開催されたカーボンリサイクル産学官国際会議において、経済産業省より「カーボンリサイクル3Cイニシアティブ」(1.相互交流の推進、2.実証研究拠点の整備、3.国際共同研究の推進)に取り組むことが示され、実証研究拠点として広島県大崎上島町が挙げられている。

本事業では、広島県大崎上島町において、微細藻類技術の向上を図り2030年頃のバイオジェット燃料生産技術に係る確実な市場形成および社会実装に資するため、様々な条件下での藻類種ごとの実証データ取得が可能なテストベッドを含む研究拠点を整備し、事業化にあたっての課題の解決や培養工程でのCO₂利用効率を向上させるための手法の検討等を行う。

なお、当該基盤技術開発を実施する者は、施設設計計画、立ち上げ、運営、管理を遂行する能力を有する事業者等を対象とする。

公募提案時において、広島県大崎上島における事業実施場所の各種条件等は以下のとおりとするが、詳細については、採択決定後調整するものとする。

・実施場所

住所：広島県豊田郡大崎上島町中野 6208 番地 1 中国電力株式会社大崎発電所内

面積：約 2,500m² (50m×50m)

条件：別事業において造成した土地(舗装、基礎は無し)

借料：借料については調整中であるため、提案時においては土地借料1百万円/年として費用を計上すること。

・電源

事業者において電力会社と直接契約すること。

・水源

種類：上水

条件：取り合い点にて供給可(有償)

・海水

条件：取り合い点にて供給可

水質：海水に対し0.1ppm程度の次亜塩素酸Naを投入しての供給

・燃料

必要な燃料等については、設備含むすべて事業者にて手配すること。

・薬品

必要な薬品等については、設備含むすべて事業者にて手配すること。

・炭酸ガス

条件：取り合い点にて供給可(2022年度以降供給予定)

濃度：98%以上

・生活排水

別事業にて整備する排水ラインに排水すること

・試験排水

水質汚濁防止法の指定する数値以下で指定する共同溝に排水すること。

指定する数値以下にするために必要な排水処理設備は事業者において設置すること。排水の上限は原則50t/日未満とすること。

- ・関係法令等対応

必要な法令、条例等対応（手続き）については事業者にて行うこと。

(4) 事業期間

プロジェクト全体の研究開発期間としての2020年度から2024年度のうち、本提案は2020年度から2024年度までの5年間以内※とします。具体的には、NEDOの指定する日から2025年2月28日（金）まで（事業期間が5年間未満にあつては最終年度の2月営業日末日）を事業期間とします。

※事業期間が3年を超える事業においては、初回の契約期間3年間とすることを原則とし、事業期間3年終了時に外部有識者による審査を経たうえで以降の事業の継続を行うものとする。

(5) 事業の形態および事業規模

①微細藻類基盤技術実証

2020年度から2022年度：委託事業（100% NEDO負担）
（委託事業期間の全期間）5～25億円程度／1件

2023年度から2024年度：助成事業（助成の補助率は企業規模による）
（助成事業期間の全期間の助成金額）15億円程度／全件
事業規模は助成の補助率による。

委託事業および助成事業の総事業費は全期間1件当たり5～30億円を想定。

②微細藻類研究拠点における基盤技術開発

委託事業（100% NEDO負担）
（事業期間の全期間）30億円未満／1件

事業①②共に予算の範囲内で採択します。なお、契約金額及び助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額することがあります。

(6) 事業スキーム図

＜①微細藻類基盤技術実証（2020年度から2022年度の間）＞

＜②微細藻類研究拠点における基盤技術開発（全期間）＞

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

↓ 委託（1/1）

事業者

＜①微細藻類基盤技術実証（2023年度から2024年度の間）＞

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

↓ 助成（1/2以内、2/3以内）

事業者

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 事業実施対象国・地域について

本事業実施の対象国は、本邦及び本邦以外におけるすべての国・地域。ただし、外務省海外安全情報において、危険情報レベル2以上に指定されている地域は除きます※。

※事業開始後に危険情報レベルが2以上に引き上げられた場合に、危険情報レベルが1以下に引き下げられるまで、または十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張は中断することがあります。再開にあたっての必要な手続きについては、ケース毎にNEDOが判断します。危険情報レベルの1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。なお、事業者の安全対策に関する規程が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書※1※2を作成し、電子データを以下の提出期限までに電子メールにて御提出ください。原則持参、FAX又は郵送による提出は原則受け付けません。

(公募期間：2020年5月12日(火)から2020年7月17日(金)※3)

(1) 提出期限：2020年7月17日(金) 正午必着※3

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、提案書への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。ただし、8月7日(金)までに、改めて押印済みの表紙をご提出ください。この際、提案内容は変更できません。

※2 原紙については、提案者にて保管をお願いします。

※3 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter にて確認できます。

ぜひフォローいただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部バイオマスグループ 中森・柴原・吉田・木邑・小林

mail アドレス：nedo.biofuel@ml.nedo.go.jp

※題名を『「バイオジェット燃料生産技術開発事業／微細藻類基盤技術開発」に係る提案書（代表事業者名●●●●）』と記載ください。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。

6. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。別添2に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。

- ・ 提案書は日本語で作成してください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（直近3年分）
- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添3を参照ください）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4を参照ください）
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5を参照ください）
- ・ 提案受理書（別添6）
- ・ プレゼン資料（別添10）
- ・ e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください）
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受領を提案者に受理票の pdf を電子メール添付にて返送しますので、あらかじめ受領 票（例1）に会社名等ご記入の上、電子データを電子メールにてご提出してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は電子データを消去し、その旨連絡いたします。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、前もって e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行っていただきますが、その他の提案者や再委託および共同実施先の研究者について、研究分担者の欄に研究者の登録も代表事業者にて必ずお願いいたします。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

7. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

- ・委託する事業を遂行する経験、技術的能力、ノウハウを有しているか。
- ・財務能力を有しているか。(提案されている実証事業規模を実施可能か)
- ・経理等事務管理、処理能力を有しているか。
- ・実証事業や研究開発を遂行できる体制であるか。施設を運用する能力を有するか。
- ・各種適用法規制について十分な知識、対応できる能力を有するか。

ii. 事業化評価 (実用化評価)

- ・将来の事業化を見据え、安定大量培養に資する取り組みであるか。取り組み方法が妥当であるか。
- ・バイオジェット燃料市場やサプライチェーン構築に裨益するものか。

iii. 企業化能力評価

- ・将来の事業化を見据え、課題、障壁およびその解決アプローチが整理されているか。
- ・事業の範囲が明確であるか、事業の中での事業者の範囲が明確であるか。
- ・実証において規模、微細藻種や培養方法、場所の選定についての妥当性が明確であるか。
- ・実証や研究において、培養速度、収率、コスト、CO2 吸収等の課題や目標の設定に妥当性があるか、数値的目標が示されているか、課題設定、目標値の根拠が明確であるか。
- ・事業の拡大、展開について検討が図られているか。
- ・共同提案の場合、各社の提案が相互補完的であるか。

iv. 技術評価

- ・先行技術に対し技術優位性が示されているか。
- ・長期安定運用可能となる技術を採用しているか。
- ・高効率な技術を採用しているか。
- ・スケールアップ、展開に十分期待できる技術であるか。
- ・権利化しうる技術に対する取組があるか。

v. 社会的目標への対応の妥当性

- ・脱炭素化社会構築に貢献するか。

vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業について

女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。

- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します(参考資料1参照)。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年

5月12日	: 公募開始 ※
7月17日	: 公募締め切り
8月13日(予定)	: 採択審査委員会(外部有識者による審査)
8月中旬(予定)	: 契約・助成審査委員会
8月下旬(予定)	: 委託先決定
9月上旬(予定)	: 公表(プレスリリース)
10月中旬(予定)	: 契約

※新型コロナウイルスの影響を考慮し公募説明会は開催をいたしません。公募説明会で説明予定であった資料をNEDOホームページに掲載いたします。

9. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。

また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

NEDOが指名・委嘱するPL等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 3 を御覧ください。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添 4 を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入 過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 5 を御覧ください。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 2「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(9) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添 7 を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(10) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添 8 を御覧ください。

(11) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijitsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(15) 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(16) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添9のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(17) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法

(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者
 (非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- e.
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 (Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(18) 重複の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題(配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)と判断された場合、採択は行いません。

(19) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務(企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合)を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円(消費税込)以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。(約款第20条第1項)

*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等(国立研究開発法人、独立行政法人)、大学等(国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校)、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。(約款第20条の2第1項・第3項)

10. 説明会の開催 ※

※新型コロナウイルスの影響を考慮し公募説明会は開催をいたしません。公募説明会で説明予定であった資料をNEDOホームページに掲載するとともに、本事業に関する質問などを11.に示す要領にてお受けします。

11. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は5月19日(火)までの間(土日除く)、それ以降は、提案に係る手続きに関する質問に限り、5月20日(水)から7月9日(木)12時までの間(土日除

く)に限り下記メール宛てにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部バイオマスグループ 中森・柴原・吉田・木邑・小林

mail アドレス：nedo.biofuel@ml.nedo.go.jp

12. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

助成事業について

2023年度以降の助成事業については、加えて以下の内容が付加されますのでご注意ください。

1. 事業概要

- ・ 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

<https://www.nedo.go.jp/content/100906402.pdf>

2. 要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- 助成事業が、別紙の基本計画に定められている事業計画の内、助成事業として定められている事業項目の実証事業であること。
- 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと
- 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 補助率及び助成金の額

- 補助率

企業規模に応じて、以下の比率で助成する。

- ・ 大企業*1 : 1/2 助成

・中堅・中小・ベンチャー企業*2 : 2/3 助成

※1 大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

※2 中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1. のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注1）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の所有に属している企業

（注2）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。助成率は1/2以内です。

3.留意事項

(1) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(2) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(4) 助成金交付申請書

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(5) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

（6）交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

関連資料

基本計画

2020 年度実施方針

提案書の様式

別添 1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添 2：研究開発成果の事業化計画書

別添 3：研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 5：N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 6：提案書類受理票

別添 7：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 8：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 9：契約に係る情報の公表について

別添 10：プレゼン資料

参考資料 1：採択結果の公表について

参考資料 2：追跡調査・評価の概要

「業務委託契約標準契約書」

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」